

金融庁が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

- ア 「平成 19 年度実績評価書」（平成 20 年 8 月 29 日付け金総第 2879 号による送付分）における実績評価方式による 25 件の政策評価
- イ 「平成 20 年度事業評価書」（平成 20 年 8 月 29 日付け金総第 2879 号による送付分）における事業評価方式による 1 件の政策評価（事前）
- ウ 「平成 20 年度事業評価書」（平成 20 年 8 月 29 日付け金総第 2879 号による送付分）における事業評価方式による 6 件の政策評価（事後）

2 実績評価方式による政策評価についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

（2）審査の結果

「平成 19 年度実績評価書」における実績評価方式による 25 件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
金融機能の安定							
1	金融機関が健全に経営されていること	-	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	1 (参考指標10)	(測定指標) 金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保の状況 各業態の健全性指標の状況 (参考指標) オフサイト・モニタリングの実施状況 監督指針及び監督方針の策定・公表状況 モニタリング・システムの整備状況 金融機関に対するヒアリング等の実施状況 ソルベンシー・マージン比率の算出基準等についての告示改正の実施状況 金融コングロマリットのモニタリング実施状況 経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況 公的資金の返済状況 金融機関等への資本参加の状況 経営強化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況	-	-
	(1)金融機関の自主的・持続的な取組みによる経営力強化が促進されること	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施					
		金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	2	(測定指標) 金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保状況 検査実施状況及び検査指摘状況等 オフサイト検査モニターのアンケート結果等	-	-
2	金融システムの安定が確保されていること	-	システムリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られること	2 (参考指標5)	(測定指標) システムリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備の状況 預金保険制度についての国民の理解の状況（アンケート調査等による預金保険制度の認知度） 名寄せデータの整備状況 (参考指標) 預金保険制度に係る広報活動の状況 りそなグループの経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況 足利銀行の受皿選定作業の状況 名寄せ検査及び是正に向けた施策の実施状況 関係機関との連携状況	-	-
	(1)金融システムの安定が確保されていること	システムリスクの未然防止及びペイオフ解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備					

政策番号	政策		目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
			達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
	②国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等	国際的な金融監督のルール策定等への貢献	-	国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加すること	1 (参考指標5)	(測定指標) 金融庁が参画している各国際金融監督機関における基準・指針等の策定状況(策定数)	-	-
		新興市場国の金融当局への技術支援	-	アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること	1 (参考指標1)	(測定指標) 研修生による研修成果の活用状況(研修生に対するアンケート調査の結果)	-	-
預金者、保険契約者、投資者等の保護								
1 国民が金融サービスを適切に利用できること								
	①金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	-	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること	8	(測定指標)金融サービスの利用者保護の仕組みの確保の状況		
						関連する政令・内閣府令等及び監督指針の整備状況	-	-
						保険契約者等保護のための施策の検討状況	-	-
						日本広告審査機構における保険会社の広告等の表示に係る相談件数	-	-
						関連する政令・内閣府令等及び事務ガイドラインの整備状況	-	-
						多重債務問題改善プログラムの実施状況	-	-
						消費者信用に係る検討状況	-	-
						違法な経済取引の被害者救済に関する検討状況等	-	-
預貯金者保護のあり方の検討状況等	-	-						

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	-	国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること	1 (参考指標12)	(測定指標) 各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについての理解の状況（「証券投資に関する全国調査」、「金融に関する消費者アンケート調査」）等 (参考指標) 金融庁ホームページ（「おしえて金融庁」等）へのアクセス件数 関係省庁・民間団体との連携（後援名義の付与件数） 高度金融人材の育成に関する検討状況 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 金融トラブル連絡調整協議会におけるアンケート調査 金融庁ホームページへのアクセス件数 金融庁ホームページへの新着情報配信サービス登録件数 金融行政アドバイザーによる広報活動への参画 財務局における相談員の配置状況 相談マニュアルの周知状況 地方自治体における相談体制の整備状況 認定投資者保護団体制度の周知状況	-	-
②企業内容の情報開示の充実等を通じて国民の市場に対する信頼が高まること	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実	-	投資家に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること	2	(測定指標) 開示制度に係る広報活動の状況 EDINETサイトへのアクセス件数	-	-
	会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化	-	国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進	3	(測定指標)国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進状況 コンバージェンスに係る会合等の状況 海外当局との対話等の状況 会計基準の整備状況	-	-
	公認会計士監査の充実・強化	-	厳正な会計監査の確保を図ること	2 (参考指標8)	(測定指標) 監査関連制度の整備状況 監査法人等に対する品質管理レビューの審査及び検査の実施状況 (参考指標) 関係政令・内閣府令等の整備状況 監査基準等の整備状況 公認会計士等に対する処分状況（処分件数） 公認会計士・監査審査会の開催回数 監査法人等に対する品質管理レビューの審査及び検査の実施状況（報告受理件数、審査件数、立入検査件数、勧告件数） 試験の実施の更なる改善についての検討状況 広報の実施状況 監査監督機関との協力・連携の状況	-	-

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					指標の目標値等の設定の有無				
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値						
2 金融機関等が金融サービスを公正に提供していること											
1)金融機関等の法令等遵守態勢が確立されていること	金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応	-	金融機関等の法令等遵守態勢が確立されること	1 (参考指標7)	(測定指標) 金融機関等の法令等遵守態勢の確立の状況						
					各種金融サービスに対する苦情・相談の内容・件数	-	-				
					(参考指標)					/	/
					監督指針等の整備状況						
					行政処分の実施状況						
					業務改善のフォローアップ状況						
					新規登録業者数						
					特例業務届出者数						
					事務ガイドラインの整備状況						
					認可法人設立認可の状況						
3 市場が公正であること											
1)証券市場において取引の公正が確保されていること	取引の公正を確保し、投資家の信頼を保持するための市場監視	-	市場監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保すること	10	(測定指標) 検査・調査等の実施状況						
					情報受付件数	-	-				
					取引審査実施件数	-	-				
					証券検査実施件数	-	-				
					証券検査に係る勧告件数	-	-				
					パブリックコメントの実施状況等	-	-				
					課徴金調査に係る勧告件数	-	-				
					(課徴金調査に係る)課徴金納付命令件数	-	-				
					開示検査に係る勧告件数	-	-				
					(開示検査に係る)課徴金納付命令件数	-	-				
犯則事件の告発件数	-	-									
取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組みの強化	-	-	市場関係者の取組みが強化されることにより、取引の公正を確保すること	1 (参考指標3)	(測定指標)						
					証券取引に関する苦情・相談の内容・件数	-	-				
					(参考指標)					/	/
					取引所規則等の検討・実施状況						
監督指針の整備状況											
自主規制機関の取組み状況											
円滑な金融等											
1 我が国金融が環境の変化に適切に対応できていること											
1)市場機能を活用した資金仲介・資源配分の発展が促されること	個人投資家の参加拡大	-	個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること	1 (参考指標2)	(測定指標)						
					個人金融資産に占める株式・投資信託の割合等	-	-				
					(参考指標)					/	/
関連する政令・内閣府令等の整備状況											
金融・資本市場への個人投資家の参加状況(個人金融資産に占める株式・投資信託の割合、個人株主数、特定口座数の推移)											

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
②金融インフラ等が整備されていること	金融・資本市場等の機能拡充	-	金融・資本市場等の機能が拡充すること	9	（測定指標）金融・資本市場等の機能拡充の状況、環境整備に向けた検討状況 関連する政令・内閣府令等の整備状況 規制のあり方についての検討状況 課徴金制度のあり方の検討状況 日本証券業協会のワーキング・グループにおける検討状況 グリーンシート市場銘柄数、売買高、売買代金等 システム等の整備・進捗状況 各振替制度の円滑な稼働に向けた取組みの状況（関係政令・内閣府令の整備に向けた関係省庁及び実務界との協議等） 各振替制度の稼働状況 研究会等の検討状況	-	-
	ITの戦略的活用	-	金融インフラ等がIT化等に対応したものとなること	2 （参考指標3）	（測定指標） 電子記録債権法の関係政令・内閣府令等の整備等の状況 セミナー参加者に対するアンケート調査の結果 （参考指標） 関係政令・内閣府令等の整備等の状況 FISC地区別セミナー参加者に対して実施予定のアンケート調査 FISCシステム監査セミナー参加者に対して実施予定のアンケート調査	-	-
③我が国金融市場の国際的地位が向上すること	我が国金融・資本市場の国際化への対応	-	我が国市場が金融・資本市場としての競争力ならびに魅力を向上し、アジア及び世界における国際金融拠点の一つとして機能すること	5 （参考指標2）	（測定指標） 「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の開催・検討状況等 世界の金融・資本市場に占める日本のシェア（時価総額ベース） 各国取引所の時価総額比較 対外・対内証券投資額 各国取引所における内外の上場企業数の推移	-	-
					（参考指標） 高度金融人材の育成に関する検討状況 協議等の実施状況		

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
4)企業金融が円滑に行われ、地域経済へ貢献していること	地域の再生・活性化及び中小企業金融の円滑化	-	地域密着型金融の推進及び中小企業金融の円滑化が図られること	6 (参考指標4)	(測定指標) 地域密着型金融の推進の状況		
					取引先企業の支援の取組み状況	-	-
					中小企業に適した資金供給手法の取組み状況	-	-
					地域経済への貢献の取組み状況	-	-
					(測定指標) 中小企業金融の円滑化の状況		
					金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の受付状況	-	-
					中小企業に対する貸出の状況((中小企業に対する)貸出態度判断D・I・等)	-	-
					不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進状況	-	-
					(参考指標)		
					地域密着型金融の取組みのフォローアップの状況及び主な取組みの公表状況 利用者の声を把握する調査の実施状況 監督指針の整備状況 金融機関等への要請状況		
5)金融システムが「官から民へ」の改革に対応したものであること	「官から民へ」の改革に対する適切な対応	-	「官から民へ」の改革に対し適切な対応がなされていること	2	(測定指標) 「官から民へ」の改革に対する適切な対応状況		
					郵政民営化に係る実施計画の認可に関する対応状況	-	-
					政策金融改革関係政省令の整備状況	-	-
2 金融機関の企業活動が活発に行われていること							
1)自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われ、競争環境が整備されること	多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計	-	多様で良質な金融商品・サービスが提供されること	2 (参考指標6)	(測定指標)		
					関連する制度の企画・立案等の状況	-	-
					金融商品・サービスの提供状況(銀行代理業等の許可状況、証券仲介業の登録状況、信託業の免許・登録状況等)	-	-
					(参考指標)		
					銀行代理業等の許可状況		
					証券仲介業の登録状況		
					信託業の免許・登録状況		
金融商品取引法制の施行に対応した政令・内閣府令等の整備状況							
信託法改正に対応した政令・内閣府令等及び監督指針の整備状況							
平成16年改正の信託業法の見直しの検討状況							

政策番号	政策		目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
			達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
		金融行政の透明性・予測可能性の向上	-	金融行政の透明性・予測可能性が向上すること	11	（測定指標）金融行政の透明性・予測可能性の向上の状況 業界団体との意見交換会等の実施状況 ノーアクションレター制度の活用促進に向けた改正・検討の実施状況 ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数、回答件数 行政処分公表状況 行政処事例集の更新状況 「金融上の行政処分について」の周知状況 金融庁ホームページへのアクセス件数 金融庁ホームページへの新着情報配信サービス登録件数 金融行政アドバイザーによる広報活動への参画状況 提供された情報件数 指摘事例集の公表状況	-	-
3 金融機関等が犯罪に利用されないこと								
	(1)金融機関等が金融犯罪に利用されないこと	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	-	金融機関の預金口座を不正に利用されないこと	1 (参考指標2)	（測定指標）金融機関の預金口座の不正利用防止の状況 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況（全国銀行協会公表） （参考指標） 金融機関に対する預金口座の不正利用に関する情報の提供と活用の状況 意見交換等の状況	-	-
【業務支援基盤整備に係る政策】								
1 人的資源								
(1) 専門性の高い人材の育成・強化								
	人材の育成・強化のための諸施策の実施	-	行政ニーズに応じた人材の確保・育成	1 (参考指標2)	（測定指標） 研修の実施状況等(対前年度比で測定) （参考指標） 研修の実施件数及び受講者数 民間専門家の在籍者数	-	-	
2 情報								
(1) 行政事務の効率化のための情報化								
	行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進	-	可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること	1	（測定指標） 業務・システムの最適化の実施状況	-	-	
		-	情報システム調達の適正化を図ること	1	（測定指標） 情報システム調達会議の開催実績	-	-	

政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	評価の対象とされた政策ごとに番号を付した。
「政策」欄	評価書の「政策」欄に記載されている評価対象政策の名称を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	<p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>上記のいずれにも該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」を記入した。</p>
「達成すべき目標（「達成目標」）」欄	評価書の「達成すべき目標」欄に記載されている事項を記入した。
「測定指標」及び「指標数」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」及び「－」を記入した。

3 事業評価方式による政策評価（事前）についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針Ⅰ－4－ア）。事前評価については、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに規制に関して、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「評価法」という。）第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

（政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条第1項）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとすのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

○ 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

（事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針Ⅰ－4－ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。
- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

(2) 審査の結果

「平成 20 年度事業評価書」における事業評価方式による 1 件の政策評価（事前）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

整理番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
1	「金融庁業務支援統合システム」の開発	○ 平成24年度から単年度で約2.1億円の経費の削減及び約9,450日の業務処理時間の短縮（いずれも試算値）	○ 25年度	○ 達成効果の測定指標・評価の基準： ①削減経費金額 ②短縮業務処理時間
合計		○=1	○=1	○=1

(注) 1 金融庁の「平成20年度事業評価書」を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(事業評価（事前）関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書に掲載された政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「得ようとする効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。</p> <p>得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとする効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「検証を行う時期の特定」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、その検証を行う時期を記入した。</p> <p>当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものは、「○」を記入した。事後的検証を行うこととはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものは、「△」を記入した。事後的検証を行うことが明らかにされていないものは、「－」を記入した。</p>
「効果の把握の方法の特定性」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。</p> <p>政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものは、「○」を記入した。効果の把握の方法が不明確なものは、「△」を記入した。</p>

4 事業評価方式による政策評価（事後）についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条第1項）。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針 I-5-A）。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとした効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが具体的に把握されているか。また、把握された効果が得ようとした効果の全体を表すものとなっているか。

（2）審査の結果

「平成20年度事業評価書」における事業評価方式による6件の政策評価（事後）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

（全体注） 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）

整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性
1	少額短期保険募集人管理業務システム開発	△ ・少額短期保険募集人登録等の管理業務をシステム化することにより、登録申請者の利便性の向上を図るとともに、登録等管理業務を行う財務局職員の業務の効率化を図る。 ・少額短期保険募集人のデータベース化により、募集人情報の検索が可能な環境を整備する。	△ 申請者の利便性の向上、登録事務及び管理事務の迅速化・効率化、情報管理面での安全性の向上等を図ることができた。
2	バーゼルⅡの国内実施に伴う審査・承認業務等に対応したシステムの整備	△ 金融機関のリスク計測手法等の適切性について検証を行うとともに、自己資本比率の計算結果等について効率的・効果的なモニタリングを行うこと。	△ 限られた人員の下で、バーゼルⅡに基づく審査・承認業務やオフサイト・モニタリングを効率的・効果的に行うことが可能となった。
3	オフサイトモニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化	△ 効果的なオフサイト・モニタリングの実施を支援すること。	△ ・即時でのデータの形式的なエラー・チェックが可能になるなど、監督部局及び金融機関において事務の効率化や利便性の向上が図られた。 ・迅速なデータ処理が可能となり、中小・地域金融機関への深度のあるモニタリングをよりタイムリーに実施できるようになった。
4	有価証券報告書等に関する電子開示システム（EDINET）の更なる基盤整備等	△ EDINETサイトへのアクセス件数の増加。	○ ・EDINETサイトへのアクセス件数（月平均）（単位：件） 16事務年度：152,000 17事務年度：277,000 18事務年度：321,000 19事務年度：396,000 ※事務年度は7月から翌年6月末 ※19事務年度は、新システムが20年3月17日から稼働したため、19年7月1日から20年3月16日までの参考数値。
5	最適化計画の実施に伴う有価証券報告書等に関する電子開示システム（EDINET）の再構築	△ 18年度から着手したシステム開発及びタクソノミ開発を終了し、再構築後のシステムを稼働させること。	△ ・最適化計画に基づいたEDINETの再構築を実施し、新システムが20年3月17日に稼働した。 ・XBRLの導入により開示情報の二次利用性及び開示書類等利用者の利便性の向上等が期待されるとともに、審査支援機能の充実・強化、類似機能の統廃合によるコスト削減が図られた。
6	公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築	○ ○公認会計士試験受験者に対する成績通知率の向上（目標：70%） ○インターネットを経由した情報提供サービスへのアクセス件数の増加（目標：75千件）	○ ○成績通知率：100% ○19年度の試験情報提供サイトへのアクセス件数：210,531件
合計		○= 1 △= 5	○= 2 △= 4

(注) 1 金融庁の「平成20年度事業評価書」を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書の記載順に従って番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「得ようとした効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとした政策効果を記入した。</p> <p>得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のことは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとした効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「把握された効果の明確性」欄	<p>実際に得られた効果を記入した。</p> <p>把握された効果の明確性について、上記の「得ようとした効果の明確性」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。</p>